

貸 金 規 程

医療法人健口会

令和7年1月1日

目 次

第 1 章	総 則	1
	第 1 条 (目的)	
	第 2 条 (適用範囲)	
	第 3 条 (賃金の支給範囲)	
第 2 章	賃 金	2
	第 4 条 (賃金の構成)	
	第 5 条 (基本給)	
	第 6 条 (職務手当)	
	第 7 条 (資格手当)	
	第 8 条 (通勤手当)	
	第 8 条の 2 (住宅手当)	
	第 8 条の 3 (固定残業手当)	
	第 9 条 (その他の手当)	
	第 10 条 (割増賃金)	
	第 11 条 (賃金の支払方法)	
	第 12 条 (賃金の控除)	
	第 13 条 (賃金の計算期間及び支払日)	
	第 14 条 (中途入社時等の場合の日割計算)	
	第 15 条 (欠勤等の場合の時間割計算等)	
	第 16 条 (賃金の改訂)、	
	第 16 条の 2 (事業場内最低賃金)	
第 3 章	賞 与	4
	第 17 条 (賞与)	
第 4 章	退職金等	5
	第 18 条 (退職金)	
	第 19 条 (規定の改廃)	
(附 則)		6

第1章 総則

第1条（目的）

この規程は、就業規則第55条（賃金及び退職金）の定めに基づき、医院の職員の賃金等に関する事項を定めるものである。

第2条（適用範囲）

この規程は、就業規則第3条（適用範囲）に定める、正規職員（短時間正規職員、を含む。）、契約職員（以下、「職員」）に適用する。パートタイマー等については個別に締結する労働契約によるものとする。

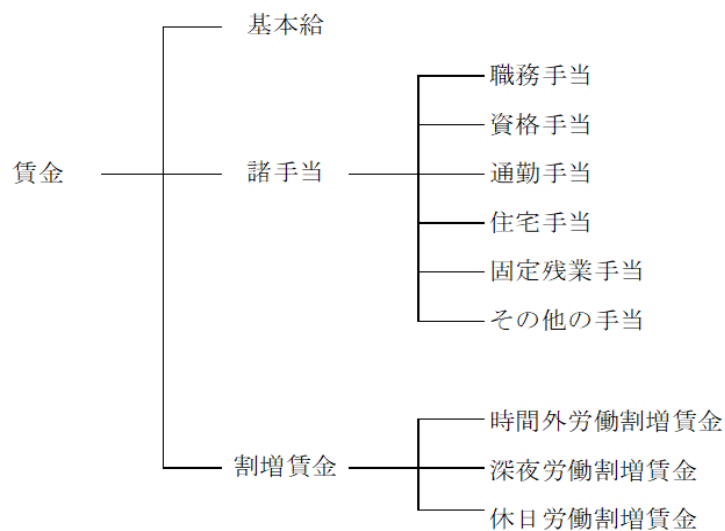
第3条（適用範囲）

賃金とは、職員の労働の対償として支払われるすべてのものをいう。したがって、職員が労働しないときは別段の定めによる場合のほか賃金を支払わない。

第2章 人事

第4条（賃金の構成）

賃金の構成は次のとおりとする。



第5条（基本給）

基本給は、職員各人の職務の内容、成果、意欲、遂行能力、将来への貢献度見込み及び医院業績等を総合考慮し、評価シートに基づき決定する。

第6条（職務手当）

職務手当は、職位及び職務に応じて医院が定める額を支給する。

第7条（資格手当）

資格手当は、医院が指定する資格を保持する場合に、医院が定める額を支給する。

第8条（通勤手当）

通勤手当は、住居から医院までの距離に応じて、非課税限度枠の範囲で医院が定める額を支給する。

第8条の2（住宅手当）

住宅手当は、勤務上の必要性により県外等遠隔地より転居し、医院の徒歩圏内の賃貸住宅に居住する者に対し、医院が定める額を支給する。

2 前項に該当する者であっても、通勤に際して医院が提供する駐車場を使用する場合は、住宅手当は支給しない。

第8条の3（固定残業手当）

固定残業手当は、医院が必要であると認めた者に対し、時間外労働の割増賃金として支払う。

2 固定残業手当の金額、該当となる時間外労働の時間については、個別に定める。

3 固定残業手当を支給された職員において、前項の固定残業手当の額を超えて時間外割増賃金が発生した場合には、別途、その差額を支払う。

第9条（その他の手当）

医院は、第6条から第8条の3までに定めるもののほか、特段の事情がある場合や個別の労働条件に応じ、個別に金額を定めて、手当として加えて支給することがある。

第10条（割増賃金）

割増賃金は、次の算式により計算して支給する。ただし、就業規則第42条（適用除外）に該当する者は、第1号及び第2号の時間外、休日に関する割増賃金は適用しない。

- (1) 時間外割増賃金（法定労働時間を超えて労働させた場合）

$$\frac{\text{基本給} + \text{諸手当}}{\text{1 か月平均所定労働時間}} \times (1 + 0.25) \times \text{時間外労働時間数}$$

- (2) 休日割増賃金（法定の休日に労働させた場合）

$$\frac{\text{基本給} + \text{諸手当}}{\text{1 か月平均所定労働時間}} \times (1 + 0.35) \times \text{時間外労働時間数}$$

- (3) 深夜割増賃金（午後 10 時から午前 5 時までの間に労働させた場合）

$$\frac{\text{基本給} + \text{諸手当}}{\text{1 か月平均所定労働時間}} \times 0.25 \times \text{深夜労働時間数}$$

2 前項における諸手当には、通勤手当、住宅手当及び固定残業手当は含まない。また、1 か月の平均所定労働時間数は、年間所定労働時間数を 12 で除した時間とする。

3 1 か月の時間外労働の時間が 60 時間を超えた部分は、1 項の(1)の算式内の「0.25」を「0.5」とする

第 11 条（賃金の支払方法）

賃金は通貨で直接本人にその全額を支払う。ただし、職員の同意を得たときは、その指定する金融機関等の口座への振込みにより賃金の支払いを行う。

2 前項の規定にかかわらず、退職時等医院が特に必要と認める場合には本人指定金融機関等の口座への振込によらず、直接手渡しにより支払うことがある。

第 12 条（賃金の控除）

次に掲げるものは、賃金から控除する。

- (1) 源泉徴収票
- (2) 住民税
- (3) 健康保険料（介護保険料を含む）及び厚生年金保険料の被保険者負担分
- (4) 雇用保険料の被保険者負担分
- (5) 本人の申し出によるもの
- (6) 職員代表と書面による協定により賃金から控除することとしたもの

第 13 条（賃金の計算期間及び支払日）

賃金は、前月 16 日から当月 15 日までの分について、当月 25 日に支払う。ただし、賃金支払日が休日にあたるときは、その直前の休日でない日に支払う。

第 14 条（中途入社時等の場合の日割り計算）

賃金計算期間の途中に入社、退職、休職又は復職した場合は、その期間の賃金を下記の算式により日割計算して支払う。

$$\frac{\text{基本給} + \text{諸手当}}{\text{当該賃金計算期間の所定労働日数}} \times \text{出勤日}$$

第 15 条（欠勤等の場合の時間割計算等）

欠勤、遅刻、早退及び私用外出をした場合の時間については、原則として 1 日又は 1 時間当たりの賃金に欠勤、遅刻、早退及び私用外出の合計時間数を乗じた額を差し引くものとする。ただし、賃金計算期間の全部を休業した場合は、賃金月額のをすべてを支給しないものとする。

(1) 遅刻・早退・私用外出等の控除

$$\frac{\text{基本給} + \text{諸手当（通勤手当除く）}}{\text{当該賃金計算期間の所定労働時間}} \times \text{不就労時間数}$$

(2) 欠勤控除

$$\frac{\text{基本給} + \text{諸手当}}{\text{該賃金計算期間の所定労働日数}} \times \text{不就労時間数}$$

第 16 条（賃金の改定）

医院における最も低い賃金額は、最低賃金とする。ただし、最低賃金法に基づく最低賃金の減額の特例許可を受けた者を除く。

2 前項の賃金額には、最低賃金法第 4 条第 3 項に定める賃金を算入しない。また、時間換算額の算出方法は、最低賃金法施行規則第 2 条の定めるところによる。

3 基本給および諸手当の賃金の改定（昇給および降給）については、原則として毎年 4 月に行うこととし、改定額については、会社の業績および社員の勤務姿勢、勤務内容等を勘案して各人ごとに決定する。

4 前項のほか、特別に必要があるときは、臨時に賃金の改定を行うことがある。

第3章 賞 与

第17条（賞与）

医院は、医院の業績、職員各人の勤務成績、医院への貢献度、将来への貢献度見込等を考慮して、賞与を支給する。ただし、医院の業績や社会情勢などにより支給しないことがある。

2 賞与の支給時期は、原則として毎年6月及び12月とする。また、算定対象期間は次のとおりとする。

賞与支給月	算定対象期間
6月	前年12月1日 から 当年5月31日
12月	当年6月1日 から 当年11月30日

3 賞与の支給対象者は、賞与支給日に在籍している者に対して支給する。ただし、次に掲げる者については、支給しない。

- (1) 採用後6か月を経過していない者
- (2) 契約社員、パートタイマー等
- (3) 算定対象期間における出勤日数が、所定労働日数の8割に満たない者
- (4) 勤務成績が著しく不良である者
- (5) 故意又は重大な過失により、医院に相当の損害を与えたもの
- (6) その他賞与を支給することが不適当と認められるもの
- (7) 職員代表と書面による協定により賃金から控除することとしたもの

4 自己の都合による欠勤又は休職等により、支給日前1年間に、連続又は通算に関わらず30日以上欠勤した者はその欠勤日数に応じ、賞与を減額することがある。

第4章 退職金等

第18条（退職金）

退職金は、原則として支給しない。ただし、自己都合退職の手続き（就業規則71条）の要件を満たし、適正な業務の引継ぎも行ったと医院が認める職員に対しては、退職金（当該職員の基本給1カ月分を上限額とする。）を支給することがある。

第 19 条（規定の改廃）

この規程は、関係諸法規の改正及び社会状況並びに医院業績等の変化により必要があるときは、職員代表と協議のうえ改定することがある。

附則

この規則は平成 28 年 9 月 1 日から施行する。

平成 29 年 1 月 16 日	改定施行
平成 31 年 4 月 1 日	改定施行
令和 2 年 11 月 1 日	改定施行
令和 3 年 4 月 1 日	改定施行
令和 4 年 4 月 1 日	改定施行
令和 5 年 8 月 4 日	改定施行
令和 7 年 1 月 1 日	改定施行